

仁淀川町奨学資金の貸し付けについて

経済的理由により修学が困難な生徒に対し、令和8年度仁淀川町奨学資金の貸し付けを行います。

【資格】

仁淀川町に2年以上住所を有し、町税等の滞納がない方の子で次の条件を満たす方。

- ・品行方正にして勉学意欲旺盛で学資支弁の困難な方
- ・高等学校(通信制除く)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程)に籍を置く方

【貸与額】

1カ月 6万円以内

【保証人】

保証人は2人とし、1人は父母又はこれに代わるべき親類縁者、他の1人は仁淀川町で独立の生計を営み各税の未納のないものとする。特にやむを得ない事情があると町長が認めるときは、町外の在住者を保証人とすることができる。

【返還】

卒業後、満1カ年を経過した後、規則で定める期間内に返還しなければならない。ただし、奨学金の全部または一部を繰り上げて返還することができる。

貸与金額合計	償還期間(最大)
300,000円以下	7年
300,001円～900,000円	10年
900,001円～2,160,000円	15年

【申請締め切り】

令和8年4月14日(火) 必着

【提出物】

- ・仁淀川町奨学資金貸付願
- ・滞納状況確認同意書
- ・成績証明書

※様式は教育委員会と池川総合支所・仁淀総合支所にあります。

※奨学資金貸付継続の場合は、在学証明書のみ。

【問い合わせ】

仁淀川町教育委員会 電話 35-0019